

## 第7回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時 令和2年2月3日（月）14時00分～16時00分

場所 千葉県弁護士会館4階大会議室1

参加者 協議会委員21名（欠席2名）、オブザーバー5名、事務局職員3名

### <配付資料>

- ・ 次第
- ・ 第7回協議会出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1 概要及びスケジュール
- ・ 資料2 生活支援調整関係機関会議（ケース会議）の概要
- ・ 資料3 モデル事例
- ・ 資料4 千葉県再犯防止推進モデル事業 令和2年度事業計画
- ・ 資料5 ケース会議効果検証シート
- ・ 資料6 更生支援の可視化シート（案）
- ・ 資料7 リーフレット（案）

## 2. 議題

### （1）生活支援調整関係機関会議（ケース会議）の概要について

資料1～3により、事務局から説明。（資料3については、会議後回収）

主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

#### 【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

モデル事業の取組やケースを通じて千葉刑務所と関わりを持つことができよかった。刑務所のソーシャルワーカーが孤軍奮闘していると感じた。帰住先が決まっている人への支援は普段行っている支援と変わらないと感じているが、居場所が点々としている人や帰住先が決まっていない人については1つのセンターでは対応が難しいので、モデル事業を通じて県が間に入ってくれるのはありがたい。

#### 【岸委員（地域生活定着支援センター）】

来年度の検証に向けて、後で説明が予定されているリーフレットの配布など、取組自体はよいと思うが、実際の支援に当たっては住民票や居住先がない人の受け入れ先を見つけるのは困難であり、出所したその日から入ることのできる受け入れ先がはたして県内にどれほどあるのかということは考えていかなければならない。また、たとえば特別調整に上がる予定にもかかわらず、他の支援機関が独自に支援を開始してしまい、支援機関同士が困惑するというような経験があり、中核センターとの間で同様のことが起こらないか心配である。

#### 【後藤委員長】

中核センター・定着センター・県それぞれが、何をどこまでできるのかを示す必要がある。一方で、できないことがそのままにされてしまえば、いつまでも支援の手から漏れ続ける人が出てきてしまうので、そうしたことがないように考えていく必要がある。

#### 【オブザーバー（東京矯正管区）】

モデル事業を通じた中核センターのコーディネートによって、特別調整からこぼれた支援の必要な人たちにも支援できるようになり、機能的に動いていると感じる。

【萩原委員（更生保護法人千葉県婦性会）】

海匠のケースについて、もっと早い段階で養護老人ホームという選択肢を提示できればよかった。

【オブザーバー（市原刑務所）】

海匠のケースについて、フィルターにかからない人をどのような視点で見つけていくかという現場の意識が求められるということを考えさせられた。よい結果に結びついてよかった。

【藤代委員（一般社団法人ひまわり会）】

住宅の審査は下りないし、保護できる日数にも限りがある。公的な空き家を有効利用できるとよい。

【浅井委員（千葉市地域福祉課）】

千葉市の住宅供給公社にこうしたケースを相談すると、オーナーの中には理解のある人もいるので、相談があればつながる可能性があるということも聞いている。

【細井委員（千葉県医師会）】

高齢者だからといって養護老人ホームに簡単に入れるわけではなく、特別養護老人ホームについても介護度や成年後見人が必要であり入居が難しいため、海匠の事例は珍しいケースといえる。短期的にはシェルターが必要であり、長期的には障害の有無の確認をし、成年後見の支援も必要になってくると思う。

【後藤委員長】

検証するに当たって、扱っている事例が一般的なケースなのか、レアなケースなのかの認識を共有することが大切である。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

県の住宅課が中心となって居住支援協議会が開催されている。身寄りやお金のない人の居住の問題は明らかになってきているが、大きな協議会で、開催も年に1、2回なので議論の積み上げができない。今回、部会を設けてもらえることになったので、協議を深めたい。

【後藤委員長】

モデル事業が終わっても定期的に話し合いの場を設けられるとよい。

（2）令和2年度の効果検証の実施に当たって

ア スケジュール等について

資料4により、事務局から説明。

主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【後藤委員長】

来年度は、ケース会議は開催しないのか。

【事務局】

モデル事業としては開催しない。

【後藤委員長】

モデル事業としては受けないにしても、県の相談事業としては継続するということがよいのか。

【事務局】

今回、新たな仕組みとして、司法機関との関係構築のためにケース会議を開催した。今後はモデル事業としてケースを取り上げるわけではないので、関係機関をすべて集めて情報共

有するという事は行わないが、県の相談事業は今後も継続していくので、司法機関側で同様の仕組みを残したいということであれば、保護観察所や刑務所等とのつながりは維持していきたい。

【竹俣委員代理（千葉保護観察所）】

協議の場や関係性は維持していきたい。

【小尾委員（千葉刑務所）】

こちらとしてはお願いしている立場であり、形はどうあれ継続していただければありがたい。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

様々なケースの共有を通じてお互いの機関を知る機会になったと感じる。これまで同様の規模で開催する必要はないと思うが、情報交換の場として続けてほしい。

【後藤委員長】

誰が主催か、頻度はどうするかは検討する必要があるが、継続してはどうか。

【事務局】

現状の形を続けるのか、個別ケースに応じて行うのか、どのような形式にするかは別にして、モデル事業終了後の新しい仕組みができるまでの継続を検討したい。

イ 検証方法等について

資料5により、事務局から説明。

主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【後藤委員長】

事務局案では、検証作業部会のメンバーはケース会議のメンバーを中心に行うとのことだったがどうか。また、何をどう検証していくのかということで、事務局からは支援ニーズを中心とした検証方法として効果検証シートの提示があったがどうか。

【石川委員（一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会）】

住居の確保の問題であるが、前科があることを明らかにすると受け入れてもらえず、かといって不動産仲介業者としては伏せるわけにもいかない。出所した人を受け入れてもらえる体制をどう構築していくのか、住まわせる責任と信用保証をどうするかが問題である。宅建協会とも協議してほしいし、この協議会のこれまでの議論では具体的な解決策を考えるとところまでっていない。

【事務局】

住居確保に必要な信用保証の問題は大きな課題と認識している。今後の検証作業部会や協議会の中で検討していきたい。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

高齢の要支援対象者で、障害はないものの、金銭の管理ができない人等、1人ではアパート暮らしが困難な人には養護老人ホームへの入居も検討するが、空きがあっても費用の問題から役所が措置を控えて入居できない。やはり住居確保は難しいと感じている。

【後藤委員長】

住居の問題については、支援ニーズとして大きな課題であるので、検証作業部会でもまず取り組んでほしいと思う。

そうした課題の洗い出しのための材料として、効果検証シートについてはどうか。

【野口委員代理（千葉県弁護士会）】

記載されている項目や結果に至った理由が記載されていないので、これでは検証できないと思う。理由も併記してはどうか。

【田口委員（柏市社会福祉課）】

福祉にはさまざまな制度が用意されており、ひとつのニーズの解決に向けて複数の方法があるはずであるから、検証に当たっては、それら諸制度と照らし合わせていけるようにすれば、制度の活用に至った、あるいは至らなかったということを明らかにできるのではないか。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

誰が関わったのかも検証シートでわかるとよい。

【小尾委員（千葉刑務所）】

支援を受けて最終的にどうなったのかもわかるとよい。

【細井委員（千葉県医師会）】

再犯防止の観点から、その後のモニタリングも重要である。

【後藤委員長】

効果検証シートについては、ニーズ、制度との関連性、関与した者、結果に至った理由、結果のフィードバック、その後のモニタリングという意見をいただいた。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

本人の希望を最初から却下するのではなく、手を尽くしたが希望に添えなかったという形の方が本人も納得がいく。その観点で、いきなりどこかに居住させるのではなく、婦性会のような一呼吸おける場所があるのは重要である。

ウ 更生支援の可視化シート（案）について  
資料6により、事務局から説明。（意見なし）

（3）啓発リーフレット

別添資料により、事務局から説明。

主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

取組としては賛成するが、就労も住居の確保もとても時間がかかるので、多くの事例が発生した場合を考慮して一旦足がかりになる場所やどこが窓口になるかなど、受け皿の整備を併せてしていく必要がある。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

相談を受ければ中核センターは拒むことはないもので、何らかの形で支援につなげたいと思う。いずれ地域に戻ってくる人たちであり、突然来られるよりは、事前に相談をもらった方が少しでも準備ができるので、望ましいと思う。

【オブザーバー（東京矯正管区）】

矯正施設の社会福祉士や福祉専門官がスクリーニングを行い、地縁血縁がある人、千葉への帰住を真摯に検討している人を対象に声かけしようと考えている。

【後藤委員長】

司法制度としては、生活環境調整という既存の制度もあり、それら制度との調整も必要になってくると思うので、保護観察所も巻き込んで進めていってほしい。

(4) その他

事務局から来年度の協議会の日程について連絡した。

第8回 : 5月21日(木)

第9回 : 8月21日(金)

第10回 : 11月13日(金)

開始時刻はいずれも14時。また第11回(2月開催予定)の日程については、決まり次第追って連絡する。

(了)